

## 県知事による保育士試験受験資格認定手続きについて

○学校教育法による高等学校を卒業し、認可外保育施設等で2年以上児童の保護又は援護に従事した方(中学校卒業の場合は5年以上)は、施設の所在する都道府県知事の認定を受けることにより、受験資格を得ることができます。

### ○受験資格の認定手続

④ 受験希望者が、勤務している(していた)認可外保育施設等に勤務証明書(宮城県ホームページ内に掲載。参考様式1~15)の作成を依頼し、施設が作成した勤務証明書を受領する。

③ 受験希望者が、受験資格認定申請書類を県子育て社会推進課課に提出する。

#### ◎受験資格認定に必要な書類

- 1 受験資格認定申請書(参考様式16(県HPに掲載。))
- 2 勤務証明書(施設が作成したもの。(様式は県HPに掲載。))
- 3 卒業証明書(学校等が作成したもの。  
※卒業証書ではなく、卒業証明書が必要。
- 4 返信用封筒(長型3号に住所、氏名を明記し、110円切手を貼ったもの)

#### ◎申請書類の提出先

宮城県保健福祉部子育て社会推進課保育支援班  
宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 7階  
(電話番号:022-211-2529)

※認定手続きには2週間程度、お時間をいただく場合もございます。  
お早めの手続きをお願いします。

② 県が、提出された書類と認可外保育施設等の届け出情報等により、受験資格の認定を行い、認定書を受験希望者に交付する。

① 受験希望者が認定書を添付し、保育士試験事務センターに受験申請を行う。

※ 受験申請書類は、別途保育士試験事務センターにご確認下さい。

(<https://www.hoyokyo.or.jp/exam/overview/index.html>)

(電話:0570-00-4194)